

「危険警報」発表時における対応について

危険警報は、住民が「必ず避難すべき」状態を示す情報として位置づけられています。市町村が発表する避難情報の警戒レベル4相当に該当し、危険な場所からの避難が強く求められる段階です。

危険警報発表時における本校の対応は下記のとおりです。

危険警報の種類
大雨、氾濫、土砂災害、高潮

対象となる地域
岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町 上記いずれかの市町

1 登校する前に危険警報が発表された場合

休校とします。

2 登校途中で危険警報が発表された場合

原則、自宅へ帰ることとします。

※ただし、学校の近くまで来ていた場合は無理に帰宅せず学校まで登校させてください。

3 在校中に危険警報が発表された場合

学校までお迎えをお願いします。

(災害の状況からお迎えが難しく帰宅困難な場合、安全確保に努め、校内で待機します。)

※「幼児児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード」により引き渡しを行います。

※メール配信を行いますが、甚大な被害が生じた場合は連絡ができない場合があります。

- ・危険警報が発表されていなくても、その他の警報発表が継続される場合があります。各家庭で情報を収集して、危険があると判断した場合は、保護者の判断で自宅待機あるいは避難所への避難をしてください。
- ・甚大な被害が生じた場合は、メールやFAX、電話が使用できないことが想定されます。日頃から各家庭で災害時の待ち合わせ場所などについて話し合っておいてください。